

# 岡山県菓子工業組合定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本組合は、菓子製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

### (名称)

第2条 本組合は、岡山県菓子工業組合と称する。

### (地区)

第3条 本組合の地区は、岡山県の区域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を岡山市に置く。

### (公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示する。

### (規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとするこの場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、5条の規定に基づき公告するものとする

## 第2章 事業

### (事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 菓子製造業に関する指導及び教育

(2) 菓子製造業に関する情報又は資料の収集及び提供

(3) 菓子製造業に関する調査研究

2 本組合は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。

(1) 組合員の取り扱う砂糖、小麦粉その他取扱品（原材料を含む。）の共同購買並びにそのあつ旋

(2) 組合員の福利厚生に関する事業

(3) 前各号の事業に附帯する事業

3 第2項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

4 本組合は、その事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

### 第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において菓子類の製造業を営む事業者とする。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者（第22条ただし書の承諾を得た者を除く。）は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持

分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終並りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半

額とする。

(出資口数の減少)

第15条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条の規定を準用する。